令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	中　田　豪之助　議員
質　問　事　項	コロナ以降の町づくりについて
令和２年３月１６日	答弁要旨（森林商工振興課）

中田議員の「コロナ以降の町づくりについて」のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響は、世界全体に拡がっており、感染拡大が人々の生活や経済活動への影響も大きくなってきております。

本町におきましては、「下川町感染症対策マニュアル」に基づき、対策本部に準じた「感染症対策連絡会議」を設置し、感染防止対策の実施や地域経済への影響などを調査し、情報共有を行っているところであります。

また、グローバル化の進展や技術革新、人々の価値観の多様化などにより、社会構造等も大きく変化していくことが予想されます。

日本全体が人口減少局面を迎える中、地域の経済の循環を高め、エネルギーや食料を可能な限り自給し、地域内の好循環を図り、住民が幸せに暮らしていける地域を創っていくことが大変重要であると考えているところであります。

第６期下川町総合計画の将来像であります「誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち」と７つの「下川町のありたい姿」の実現に向け、先人たちが創り上げてきた、まちの基盤と下川らしさを大切にするとともに、多様な主体と連携してまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

その実現に向け、都市部に住んでいる方をはじめ多様な方々との接点をつくる必要がございます。

おっしゃるとおり、発信の仕方で下川町に暮らしてみたいと考えた方、或いは下川町と連携をしたいと考えた方がいらっしゃったときに、本町で「何をして」暮らしていくのか、或いは本町と「何をして」連携するのか、本町の「関わりしろ」を可視化していくことが肝要であると考えてございます。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	中　田　豪之助　議員
質　問　事　項	「まちおさめ」について
令和２年３月１６日	答弁要旨（政策推進課）

中田議員の「「まちおさめ」について」のご質問にお答えいたします。

始めに「まちおさめ」の解釈についてでありますが、中田議員が参考とされた文献によりますと、地域が少子高齢化等により小規模化し、どうしても存続が維持できない地域につきましては、住民の意向に沿った尊厳ある暮らしを最後まで守り、地域の終末を見据えた土地利用の在り方などを検討する必要性もあるとの考え方かと思います。

一方で、中田議員のご指摘のとおり、人口増加が必ずしも地域の発展に繋がるものではなく、人口が減少していくことを真摯に受け止め、人口減少の鈍化・抑制を図りながら、地域の実情を踏まえた一人ひとりが生き生きと暮らせる地域社会の構築が必要であると、私も認識しているところであります。

本町が元気なまちとして持続していくためには、昨年度策定いたしました、第６期下川町総合計画の将来像であります「２０３０年における下川町のありたい姿」の“誰ひとり取り残されず、しなやかに強く、幸せに暮らせる持続可能なまち“　と「下川町のありたい姿」の「みんなで思いやれる家族のようなまち」や「人も資源もお金も循環・持続するまち」などの７目標の実現に向け、先人たちが創り上げてきた、まちの基盤と下川らしさを大切にし、町内外の多様な人々などと連携し、未来世代に引き継ぐことができるよう長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めて参りますので、今後おきましても、ご理解とご示唆を賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	我孫子　洋　昌　議員
質　問　事　項	生産施設における新たな会計年度任用職員制度の運用について
令和２年３月１６日	答弁要旨（総務課・農務課・森林商工振興課）

我孫子議員の「生産施設における新たな会計年度任用職員の制度の運用について」のご質問にお答えいたします。

１点目の「生産施設職員の期末手当を支給しないこととすることを規則等の運用で対応が可能か」についてでありますが、会計年度任用職員の給与・手当につきましては、地方自治法第204条第3項の規定に基づき「給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法」を条例で定めることとされていることから、先の令和元年第4回定例会にて「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を提案し、ご議決いただいたところであります。

ご質問の「期末手当の支給対象の範囲」につきましては、地方自治法第204条第3項に規定する条例に規定すべき事項ではないため、規則での運用としたところであります。

２点目の「民間移行を踏まえ、期末手当を支給しない理由」についてですが、生産施設の職務については、常勤職員の職とは異なり、その職務に特殊性等を有することから、先に申し上げました規則において「町長が特に必要と認めるべき職種」として設定し、従事いただくこととしております。

これらの職種に従事する会計年度任用職員（作業を主とした職員）の給与設定については、「民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度の運用とすること」とする総務省通知（地方公務員の給与改定に関する取扱い等について平成17年9月28日総務事務次官）を踏まえ、また、地域の人材確保が大変困難な状況であり、民間企業より給与水準を上げることで地域の民間企業から転職増加の懸念もあることから、職務内容、施設の運営状況等も考慮して総合的に判断し、期末手当の支給対象外としたところであります。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	我孫子　洋　昌　議員
質　問　事　項	職員の適正配置と職場環境の維持について
令和２年３月１６日	答弁要旨（総　務　課）

我孫子議員の「職員適正配置と職場環境の維持について」のご質問にお答えいたします。

職員の適正配置と職場環境整備は、まちづくりを進めて行く上で、また、町民に充実したサービスを提供する上で、とても重要であると認識しております。

１点目の「平成27年度から中途退職した職員の実数について」でありますが、大変残念なことでありますが、私が町長に就任してからの５年間で、平成27年度０人、平成28年度８人、平成29年度５人、平成30年度11人、令和元年度５人（予定）で、合計29人、そのうち事務職は、14人の方が中途退職されました。

２点目の「適材適所を進めてきたと認識しているか」につきましては、これまで総合的な政策推進体制を図るため、組織編成や組織機構の見直し、人事異動や昇任などにより、職員の適材適所の配置に努めて参りましたが、今後、さらなるまちづくりや町民への充実した行政サービスを提供していけるよう職員との豊かなコミュケーションに十分配慮し、風通し良い職場環境整備と適正配置を行って参りたいと考えております。

また、令和元年５月には、現状の組織の課題や今後進めるべき方策等戦略的な職員採用から人材育成やキャリア形成なども含めた「下川町人事施策に関する基本的な考え方」を策定し進めているところであり、今後におきましても、この「基本的な考え方」を基に、計画的・継続的な人事施策を実行して参りたいと考えております。

３点目の「キャリア採用や中途採用など、経験値のある人材確保への取り組みを行う予定はあるか」につきましては、これまでも年齢構成等の偏重等の是正を図るため、社会人枠採用や専門職の採用を行ってきており、必要な人材確保を進めてきたところであります。

今後におきましても、先ほど申し上げました「基本的な考え方」に基づき、適正な職員数を踏まえながら、戦略的な職員採用を行って参ります。

４点目の「生産施設や福祉施設の業務委託や民間移行の予定」につきましては、昨年９月の行政改革推進本部会議におきまして、公共施設全体の見直し方針を示したところであり、生産施設につきましては、老朽度や運営状況等を踏まえた上で、今後、令和４年度に向けて、譲渡や民間移行など、関係団体等とも話し合いを進めていくこととしております。

また、福祉施設においては、経営改善に係るプランの策定や早急に経営改善を図ることを強く指示したところでありますが、地域の状況や収支状況を踏まえて、運営形態の見直しなどの検討することと指示した

ところであります。

今後、人口減少が予想されることから、持続可能な社会を構築していくため、中長期的な視点で「聖域なき改革」を進めていかなければならないと考えており、将来の下川町にとって真に必要な施設かどうかを見極め、課題を先送りせず、私の責任において、しかるべき時期に決断して参ります。

５点目の「業務効率化に向けた事務処理の自動化の検討」についてでありますが、来年度、ＲＰＡ（ロボティクス・プロセス・オートメーション）による業務自動効率化検証を行う予定であり、効果があると判断した場合は、次年度以降導入を進めて参りたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	春　日　隆　司　議員
質　問　事　項	「信頼回復を求める決議」に対しての責任の明確化について
令和２年３月１６日	答弁要旨（政策推進課）

春日議員の「信頼回復を求める決議に対しての責任の明確化について」のご質問にお答えいたします。

１点目の「国、企業との手続きなど本件はすべて完結したのか」でありますが、政府との手続き関係についてご説明申し上げますと、昨年１０月から政府と協議を行い、補助金返還に向けた手続きを進めているところであり、手続き完了後、返還納付することになります。

スケジュールを申し上げますと、１月から返還に向けた手続きを開始し、３月中旬には、政府から補助金変更確定通知と納入告知が発せられ、発行後に返還する流れとなります。

また、起債の償還につきましても、前借した過疎債について、減額借り換えの手続きが終了しており、２月に償還済みであります。

企業との手続きにつきましては、２点目でお答えいたします。

２点目の「国のスタンス、意見はどうであったか。企業からの協定破棄の正式文書はあったのか」についてでありますが、政府の公式なスタンスや意見につきましては、2020年度に政府のＳＤＧｓ未来都市検討委員会が行う、ＳＤＧｓ未来都市計画の進捗評価で出されるものと考えております。

企業からの協定破棄に係る正式文書につきましては、現時点ではこちらに届いておりません。企業側から少し時間を置きたいとの意向がありましたので、今後の手続きに関しては、時間をかけて調整して参りたいと考えております。

３点目の「手続きの不備の内容はどういうことか」につきましては、事業実施にあたり地域内の合意形成を整えられなかったことであります。

４点目のご質問の前に、５点目についてお答えいたします。

５点目の「信頼回復に向けた取り組みをどのように行うのか、また行っているのか」についてでありますが、

今後は、各種施策や事業の実施に向けて、町民への丁寧な説明と情報開示を行い、町内の合意形成を図って参りたいと考えております。

４点目の「本決議をどのように捉えているのか」と

６点目の「どのように反省し、どのように責任を負うのか」についてでありますが、

令和元年第４回定例会の場で、全会一致で可決された「行政執行の信頼回復を求める決議」は、私自身真摯に受け止めており、今後は、このようなことが無いよう努めて参ります。

今後の町政執行にあたりましては、真摯に町民と合意形成を図りながら進める所存です。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	春　日　隆　司　議員
質　問　事　項	令和２年度の執行方針について
令和２年３月１６日	答弁要旨（総　務　課）

春日議員の「令和２年度の執行方針について」のご質問にお答えいたします。

１点目の「移住政策」につきましては、ご案内のとおり本町の人口は、本年３月１日現在で3,240名となっておりますが、５年前の平成27年(2015年)の国勢調査では、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年(2013年)に行った将来推計人口よりも106人(3.1%)多い3,547人となったことは、先人の皆様の弛みない努力をはじめ、その前の５年間の取り組みがもたらした成果であると捉えているところでございます。

一方、直近５年間においては、平成27年に設立しました下川町産業連携会議において、担い手や従業員の不足など人材確保が地域産業の喫緊の課題であることを共有し、平成28年度から下川町産業活性化支援機構タウンプロモーション推進部を中心に、総合的な移住の促進、地元産業への就業などを進めてきたことにより、これまでに46名の方が移住し、19名の方が地元産業に就業するなど、移住施策としては一定の成果を得ているところでございます。

１点目の「明確な移住政策の理念、方針に基づく実行が必要ではないか」につきましては、極めて適切なご意見であると考えております。

理念は、人を惹きつけ、考えさせ、あるいは動かすことができるものであり、また、方針は、人に道筋を示し、理念の実現へと導くものであることから、このような理念、方針に基づき事業を執行するべきであると考えております。

２点目の「移住してきた方や町民が起業・事業化するための支援体制」についてでありますが、移住される方を対象とした起業型の地域おこし協力隊は、定期的に打ち合わせを行っており、また、町民を対象とした中小企業振興基本条例に基づく「起業化促進」や「コミュニティビジネス」は事業計画や収支計画に関する相談、同じく町民で新しいことを始めたい人が学びあう「森の寺子屋」は、場づくりや人脈の形成などの面での支援を実施しております。

３点目の「移住者の転出要因をどうとらえているか」についてでありますが、春日議員のおっしゃるとおり、直近５年間に関しましては、特に、国の大型公共事業や外国人技能実習による転入・転出の増加が顕著であったと認識しているところでございます。

次に、２点目の「会計年度任用職員制度導入にあたり、１点目の「厳しい町財政の影響があるのか」につきましては、２点目答弁でもお答えいたしますが、会計年度任用職員制度導入にあたり、これまでよりも、一定程度の財政負担が発生することが予想されます。

しかしながら、必要な人員を確保する必要がありますので、職務内容

と「民間の同種の職種に従事する者との均衡」により制度設計を行ったところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

２点目の「町費負担増と国からの財政措置はいくらか」につきましては 、町費負担の額の増につきましては、約 2,600 万円の増（一般会計、特別会計等合わせて）でありまして、そのうち、国からの財政措置につきましては、普通交付税で措置されることとなっておりますが、その算定方法につきましては、現段階では詳細は示されておりません。

正規職員の人件費と同様の算定方法であるとすると、個別の自治体ごとの職員の実人数や実人件費を反映するといった手法は取られていないことから、標準団体の行政規模を 10 万人とし、当該団体の人口規模に応じて、会計年度任用職員の人数などを外形的に補足し算定することが考えられます。

この場合、正規職員の人件費と同様に、類似団体と比較して職員数が多かったり、あるいは、給与水準が高かったりしても、普通交付税には、その分は反映されないことが予想されます 。

３点目の「解雇、雇止、手当等の負担がないよう空間期間設定、期末手当支給の一方で給料・報酬等の削減、短い勤務時間の設定などの任用抑制はないか」につきましては、

本制度の設計にあたっては、適正な任用や勤務条件の確保といった「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の趣旨に沿った内容としております。任用にあたっては、不適切な空白期間の是正を図ることはもとより、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間の設定としています。

また、給与につきましては、一般職の常勤職員と同様に職務給の原則や均衡の原則等の考え方に基づき、適切な報酬水準の確保を行っております。

４点目の「生産施設の会計年度任用職員の公平性の担保」につきましては、他の会計年度任用職員同様「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の趣旨に沿った内容としながら、勤務条件等を設定しております。

また、生産施設の職務については、常勤職員の職とは異なり、その職務に特殊性等を有することから「町長が特に必要と認めるべき職種」として設定しているところであり、「民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度の運用とすること」とする総務省通知（地方公務員の給与改定に関する取扱い等について平成 17 年 9 月 28 日総務事務次官）を遵守しながら勤務条件等を設定しているところであり、公平性について担保されているものと考えております。

５点目の「SDGs の観点から誰一人取り残されず、活き活きと働くことができ、正当な報酬が得られるよう適切かつ円滑に移行できるか」についてありますが、３点目でもお答えいたしましたが、本制度の設計にあたっては、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の趣旨に沿った内容とし、適正な任用、勤務条件の確保に努めておりますので、適切かつ円滑に制度移行できるものと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	小　原　仁　興　議員
質　問　事　項	令和２年度町政執行方針について
令和２年３月１６日	答弁要旨（総務課）

小原議員の「令和２年度町政執行方針について」のご質問にお答えいたします。

１点目の「どのような形で情報を開示するのか」についてでありますが、町民の皆様への情報提供につきましては、町民の生活や地域・経済活動に影響を与えるもの、新たな制度や改正等様々なものがあり、その内容や情報提供の対象者、情報提供の内容、時期等によって、情報提供の方法を使い分けているところであります。

今後も、広報「しもかわ」やお知らせ等の配布物のほか、町のホームページ、行政告知端末の活用、町民説明会、町民懇談会等の開催などを基本に情報提供、情報公開を行って参ります。

また、技術革新が目まぐるしい昨今、最新の技術だけを追い求めるのではなく、どのような方法が町民の皆様へわかりやすく、必要な情報をお伝えできるか、情報開示ができるかを検討して参ります。

２点目の「自ら考え、自律し、提案できる自治体」につきましては、地域の課題を捉え、将来像を描き、提案しまちづくりを進めていくことがこの難局を乗り越えることができると表現したものであり、その手法は、トップダウン、ボトムアップにこだわるものではありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

２点目の「防災マネージャーが常駐することによる機能と効果」につきましては、現在、本町には、防災に関する専門職がいなく、人事異動で担当者が変わることもあり、近年の豪雨等の災害に対応するため、防災の専門的な知識・経験を有する自衛官退職者を採用し、防災計画やハザードマップの見直し、自主防災組織づくり、自衛隊等関係機関との連携の強化など、更なる防災体制を構築することにより地域防災能力の向上に資することができると考えております。

４点目のスマート農業の推進についてでありますが、現在、日本の農業は、労働人口の減少と高齢化といった大きな課題を抱え、国はその解決に向け、スマート農業を推進しており、２０２５年までに農家の担い手のほぼ全てにデータを活用した農業を実践することを目標に掲げております。

これは、生産者の経験値に頼らずとも、安定して高品質の農作物を生産するする仕組みづくりであり、担い手対策や新規就農者対策につながるものと考えております。

本町におきましても、令和元年度にスマート農業研究会が発足し、フルーツトマトの収量増加と品質向上に向けた研究が行われたところであり、ハウス内における「環境制御とデータ活用」の重要性が確認されました。

令和２年度に向け、ハウスの巻き上げ機式自動換気装置と

環境測定モニターの導入について、北はるか農協を通じて、事業補助の要望があったことから、町としては、フルーツトマトの産地化、農業を持続可能な産業として維持・成長させる観点から、補助が必要であると判断し、施設園芸高度化事業として、新たに支援を行うこととして新年度予算に計上したところであります。

「耕種・酪農の大畑作業における自動操舵トラクター等の導入」につきましては、今後、農業者の導入意向を含め、調査が必要だと考えております。

町としましては、北はるか農協をはじめ、関係機関と協議しながら、スマート農業の推進を図っていくことが重要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和２年　第１回　下川町議会　定例会

一　般　質　問	
質　問　者	小　原　仁　興　議員
質　問　事　項	しもりんドーム構想について
令和２年３月１６日	答弁要旨（ 建設水道課 ）

小原議員の「令和２年度町政執行方針について」のご質問にお答えいたします。

中心市街地最適居住環境調査につきましては、中心市街地の大規模町有地の将来的な活用について、業務委託により、調査を進めているものであります。

１点目の、「平成３０年度の調査結果は令和元年度の設計にどのような投資効果を生みだしたのか」についてでありますが、平成３０年度は、下川町の現状・将来予測と今後の都市デザインの方向性について、調査・分析がなされ、基本的な考え方とコンセプトの提案を受けました。

令和元年度は、平成３０年度の調査・分析を踏まえ、住宅用地としての活用度合いを深めるとともに、周辺施設との関連性も視野に入れた将来的な活用方法について、検討を進めているところです。

２点目の「令和元年度の調査結果、提案は現時点で得られているのか」についてでありますが、現在業務委託の期間中であり、成果品につきましては、完成後納入される予定です。

３点目の「今後どのような形で公開し、現実のものとしていくのか」についてでありますが、本調査はあくまでも、有効な土地利用の基本的な考え方についての調査を行うものであり、調査結果を基に直ちに具体的な事業を実施する予定はありません。

具体的な事業を進めるに当たって、町民の皆さんからの意見を反映する検討委員会等の開催や実施のための財源も必要であることから、内部での調査・研究を進めながら、実施につきましては、慎重に検討して参りたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。